

2 令和6年第4回越知町議会定例会 会議録

令和6年9月10日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 令和6年9月10日（火） 開議第2日

2. 出席議員（10人）

1番 小田 壮一（午前中） 2番 上岡千世子 3番 箭野 久美 4番 森下 安志 5番 小田 範博
6番 市原 静子 7番 高橋 丈一 8番 武智 龍 9番 岡林 学 10番 山橋 正男

3. 欠席議員（1人）

1番 小田 壮一（午後から）

4. 事務局職員出席者

事務局長 田村 幸三 書記 岩佐 由香

5. 説明のため出席した者

町長	小田 保行	副町長	國貞 誠志	教育長	織田 誠	教育次長	大原 範朗
総務課長	井上 昌治	会計管理者	金堂 博明	住民課長	小松 大幸	環境水道課長	箭野 敬祐
税務課長	金堂 博明	建設課長	岡田 孝司	産業課長	武智 久幸	企画課長	國貞 満
危機管理課長	片岡 宏文	保健福祉課長	西森 政利	こども園長	田村 香		

6. 議事日程

第1 一般質問

開 議 午前 9時00分

議 長（高 橋 丈 一 君）おはようございます。令和6年9月定例会開議2日目の応召御苦労さまです。

本日の出席議員数は10人です。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

一 般 質 問

議 長（高 橋 丈 一 君）本日の議事日程は一般質問です。広報用に事務局が写真撮影することを許可します。通告順に従い2番、上岡千世子議員の一般質問を許します。なお、本人からの申し出のパネルの使用を認めます。2番、上岡千世子議員。

2 番（上岡 千世子 君）皆さんおはようございます。ただいま議長より許可のありました上岡千世子です。ただいまより通告に従いまして一般質問をしていきます。

最初に農業行政です。資料は住民と自治という7月号の特集により抜粋、参考にしています。資料の中に、現在、地球環境の危機の下で生態系への打撃により、人類の未来さえ危ぶまれ、かつてない食糧危機が迫っている、効率優先の中で、農業も多くのを失ってきた。生態系を優先し、食と農の再生を図るべきときではないかと述べられています。日本は、自国の農業を保護することなしに、1986年から1994年までGATTウルグアイ・ラウンドという、初めは数国間協定だったが、多くの国が入っての多面的貿易交渉に南米ウルグアイで参加をしてきました。その内容の中で、農産物の例外なき関税化について話し合われました。この貿易交渉は124か国が参加したため、交渉が困難で、8年間という長い年月を費やして話し合われたと言われていました。この貿易交渉は、とてもいろいろ農業のことに関しても、ほかのことに考慮、いろんなものについての協定だったということもあり、多くの国が入ってきたということによって、すごい時間がかかったと言われていました。2019年、日本は、EUを含む経済連携協定に関わり、2020年には日米貿易協定を経てRCEPという東アジア地域包括的経済連携と呼ばれる日本、中国、韓国、ASEANの10か国、オーストラリアとニュージーランドを加えた15か国が参加する自由貿易協定にも仲間入り

をしました。そういう一連の貿易協定により、日本は農作物や食品の輸入量は著しく増加してきております。本町の農業の衰退も大手の車産業での輸出と引換えに畜産や酪農を含む農産物対象の自由貿易をしてきて、食料の輸入に頼ってきたことも要因の一つになっていると思います。農業就業者の高齢化率は日本では2019年以降7割を超えており、農村、漁村のある地域では、過疎化や高齢化が急速に進み、集落機能まで低下してきています。現在、頻発する鳥獣被害や気象災害とも重なって、耕作放棄地も広がっております。本町もその典型ではないかと思えます。資料の疲弊していく地域農業の中では、近年の日本の農業政策は農業、農村問題の深刻化に個々の農家や事業者の競争力強化で対応していく、そういう発想でしたが、それには限界があるというふうに述べられています。少数の大規模経営で農業生産は維持ができて、地域社会は存続していかない、地域社会がなくなれば、農家も存続できなくなると、そういうことが掲載されておりました。これは切実な問題であると考えます。さらに、気候危機や世界情勢の悪化による輸出規制などの影響が近い未来にあるということを考えると、国内の食料不足がこれからの重要な課題になってくるのではないかと思います。本町での農業存続は移住者の支援や環境整備とともに、今ある農業、農家を持続、発展させるように考えていかなければならないと思います。そして、その中で、担い手が育っていくような対策を必要としているのではないのでしょうか。これから先、国や県の大規模農家への支援はあるかと思いますが、農業支援や農業の保護は予算の関係で軍事力の強化の下、より支援が少なくなっていくのではなかろうかというふうな可能性も含んでいます。ほかの物価高とともに、農業資材、肥料、農薬等の高騰はまだ続いております。今、皆さんの手元にあると思いますが、一般質問の通告書の中で、ちょっとおかしなところがあって、ちょっと私、少しだけ直しております。最初、今もなお続くと書かれていると思いますが、今もなお資材や肥料などが高騰していて、農家が困っていると聞きます。支援のお考えはありますでしょうか。

議長（高橋丈一君）武智産業課長。

産業課長（武智久幸君）おはようございます。上岡議員にお答えいたします。農業用資材、肥料等については原油価格の高騰や円安、ウクライナ情勢などの影響により徐々に価格上昇の傾向がありましたが、令和4年から5年にかけて、急激に高騰をしました。現在は、ピーク時に比べ徐々に価格は下落していますが、高止まり状態が続いており、農業経営を圧迫している状況は続いております。町としましては、令和4年度、令和5年度に肥料等の価格高騰やコロナ禍により農業経営に影響を受けている農業者への支援対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、町独自に農業用肥料等高騰対策支援金を交付しております。本年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金はなく、その他有効な財源も確保できないこともあり、現時点で支援の予定はありません。

なお、県に確認したところ、国からの臨時交付金がない本年度については、農業用資材や肥料等に対して支援を行っている市町村の情報は今のところはないということです。以上でございます。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）今のところ財源がないということと、それから県などからも支援ということはなかなか難しいということですが、これから先に、県のほうからの何らかの補助金とか支援とかいうものがあればいいんですけれども、なければなかなか農業は大変なことになるんですが、その場合もう仕方がないということなんでしょうか。

議長（高橋丈一君）武智産業課長。

産業課長（武智久幸君）上岡議員に御答弁します。先ほど答弁しましたが、肥料等の農業用資材の高騰に対して、高騰分を直接補填する支援は現時点ではありませんが、農業におきましてもSDGsを踏まえた環境負荷軽減が求められ、化学肥料、農薬の低減も推進をされております。国・県では、低減に向け、国内資源由来の肥料等の利用促進や適正施肥を行うために必要な施設、機器の導入など低減に必要と認められる経費等に対して支援を行っているところですので、こうした事業を有効に使っていただけたらと思っております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）では、農業行政のほうからの2つ目の質問に移ります。片岡地区に数社の企業が来て、リモコン操作の草刈り機の実演をしたと聞きます。これから先の農業は労働力不足などで困難になっていくと思われまます。このような草刈り機も今後は人手不足により必要となる可能性もあります。このような実演を通して、農業の活性化や省力化に向けてどのように取り組んでいくおつもりなのか、お願いします。

議長（高橋丈一君）武智産業課長。

産業課長（武智久幸君）上岡議員にお答えいたします。リモコン式草刈り機実現化につきましては、越知町山椒組合が主催し、8月24日に黒瀬のほ場で開催をされました。山椒組合の組合員をはじめ、メーカーや行政関係者ら30名ほどの参加がありました。産業課からは門田補佐と私が参加をさせていただきました。当日は、各メーカー等の説明を交えまして、リモコン式6台、手押し式1台の実演が行われました。手押し式は、30万円ほど、リモコン式は150万円から400万円と刈り幅や駆動形式によって、価格も違っておりました。スマート農業は国も推進をし

ており、いろいろな支援がありますが、県も生産性の向上による地域農業の持続的発展を目的にスマート農業機器の導入支援として、高知県スマート農業推進事業費補助金を制定しております。

簡潔に補助金制度を説明しますと、補助対象となるスマート機器は防除用ドローンと自立式・リモコン式草刈り機です。補助金額の上限はあるものの、この補助事業を活用すれば、県と町の補助金を合わせて事業費の3分の2の補助を受けられることから、比較的農家負担が少なくなり、高温期の除草作業が圧倒的に楽になる機器の導入が可能になります。

なお、補助上限額につきましては、ドローンが300万円、草刈り機が100万円となっております。県に対しましては、補助上限額の上げを要望していく予定にしております。実演会后、先々購入を考えたい組合員も数名おられたと聞いております。正式に要望等がありましたら、町としましても、生産性の向上や労働力不足の解消に向けて支援を行い、地域農業の活性化につなげていきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）スマート農業の支援については、前からもいろいろと聞いておりますし、知っておりますし、今の説明で分かりましたが、それでは、小規模農家には県からも国からも補助がないということになると、その人たちがこれから先、ちょっと先細りになっていくのではないかというのが心配ですが、私の知っている地域の方は、子どもさんが帰ってきて一緒にやっているんです。親と一緒にね。そういう人たちは、大規模農家ではなくて、また、スマート農業をやれるような形ではないんですね。そんな人たちに対しても、何か支援をしてやりたいなど、こういうふう思うわけですが、先ほども言いましたように、大きな大企業だけがどんどん生産高が高くなって行って、それが全て潤っていくということでもないのではないかなというふうには私は考えるわけですが、その小規模農家に少しでも補助、あるいは支援、そういうことを考えていただきたいというのが私の質問ですが、いかがでしょうか。

議長（高橋丈一君）武智産業課長。

産業課長（武智久幸君）上岡議員にお答えいたします。ちょっと先ほどのスマート農業の補助金について、ちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、小規模農業者という範囲が、ちょっと上岡議員がどういったレベルといいでしょうか、ちょっと分かりませんが、基本、農業経営体、個人の農業者も補助対象です。このスマート農業機器は、ちょっと団体とか、そういったわけではなくて、一般的な農業をやられて

いる農業経営体は対象となっております。それと、労働力のほうになるかもしれませんが、現在、検討している段階で正式なものではありませんけれども、労働力確保の対策としまして、農福連携の推進や農作業ヘルパー制度の構築などについて、農業関係機関、連絡会などで協議をしている段階でございます。以上でございます。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）それでは、続いて、歯科医の派遣という2番目に移りたいと思います。越知町には、以前、2件の歯科医師がおりましたが、高齢化などによって、今は歯科医不在の町となっています。しかし、住民の強い要望により、歯科医が必要であるということからこの一般質問をすることとしました。7月9日付の高知新聞声ひろばの投稿では、45歳の歯科医師から次のような声が寄せられています。特に郡部では、学校医や学校歯科医など的高齢化が進み、後任の医師探しをしているが難航している。人口減少が顕著な地域ではあらゆる職種が減少しているが、社会インフラである医療も例外ではない。開業医の廃業によって医療過疎の問題が顕在化してきた。喫緊の課題として、医療過疎を防ぐことを模索しているというような歯科医師さんの手紙の投稿を読ませていただきました。まさに、本町のことを言い得ているのではと思ったことでした。歯は、子どもたちから高齢者まで人間の健康に直接関わる大切なものであり、歯の健康は、元気に生きていくためのバロメーターであると言われていています。それゆえ、歯科医の存在は住民にとってとても大きいと言えます。特に車の運転のできない高齢者がほかの町村へ行って、受診することは費用の面でも体力の面でも負担が大きく、困る人が出てくるのではと心配する声もあります。また、小さい子どもを育てている保護者にとっても、町内の歯科医に診てもらえないということは不便でもあり、負担も大きいと言えます。以上のことから、歯科医がいないということは本町にとっても、緊急の課題であると考えました。7月10日、県の医療政策課に行ってその旨を伝えたところ、県のほうでは郡部での人口減や医師不足のこともあり、すぐに歯科医を派遣するなどのサポートは困難ではあるが、かといって放置することはできないというようなことを言っておられました。そのとき、本町からも歯科医師の要請の件などでちょうど医療政策課に来ていたということを知りまして、私もこれは心強いなと思ったことでした。

本町に、歯科医師を派遣してもらえるような働きかけや施策はこれからもしていただけるのでしょうか。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）おはようございます。上岡議員にお答えします。昨年度、町内の歯科診療所が相次いで休止、閉鎖したため、町内での診療

所開業や歯科医師の派遣などの可能性を高知県医療政策課にも相談、助言をいただき、現在、検討をしているところでございます。

派遣については、町が施設設備を整備、公営、または公設民営の形であれば、歯科医師の方に来ていただける可能性はありますが、近年、公営の歯科診療所を整備した自治体から費用額等の情報をいただきましたところ、やはり多額の公費が必要となるようです。このようなものに対する補助金などがあるかを現在探しております。今後は、10月に実施する総合健診の際に、ニーズ調査等を行いまして、その結果等を参考に必要な施策を見極めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）続いて、2番目の質問に移ります、歯科医の派遣の2番です。歯科医の先ほどもちょっと関連したことがあったかも分かりませんが、歯科医の派遣が困難な場合、本町の補助により、他町村の歯科医に通院できるような支援というものが望まれるんですけども、そういうことはどのように考えておられるのでしょうか。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）上岡議員にお答えします。現在、必要な施策を見極めるために、町内の歯科診療所がなくなった後、町内の歯科医を受診していた方々がどのような対応を取られているのか、また、診療所の廃止により歯科の受診控えが起こっていないかなどの調査をしているところでございます。今後、他市町村の歯科医への通院支援を含め、必要な対応、支援の検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）私からもこの件につきまして答弁させていただきたいと思っております。歯科医の休業、廃止につきましては、私のほうにも対応というお声をいただいております。ただ、課長のほうからも説明しましたように、半年たちます。現状、一体町民の皆さん、どのようにされているのかということ、今、調べさせておりますけれども、今後、支援の仕方についても、真剣に考えていきたいと思っておりますが、歯科診療所をまた誘致するということになると、最初の答弁でも言いましたようなやり方、いろいろあるかと思っております。その中で、本町としまして、可能な対応も考えていく必要があるかと思っております。多額の費用がかかると思われれます。そのことも踏まえて、やはり負担になっていくと、これからはなかなか大変だということもありますので、このことにつきましては、担当課にも指示をしておりますけれども、対応を今後考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。以上でございます。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）ただいまのお答えをいただきまして、これからも対応を考えていただけるということを知りました。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。町なか集落活動センターのことです。町なかでも人口減少は進み、高齢化による事業の廃業などもあって、商店街にはほとんど店がなくなり、年々衰退していく状況にあります。そういう状況の中で、町もいろいろと思案して、懸案事項なんかもあるんだとは思いますが、町なかの人たちも活気が失われていく中で、何とかして町の再興をと考えることがだんだん困難になっていくような、そんなふう感じられます。6月議会では、この町なか型集落活動センターを造るに当たっては、その趣旨を述べていますので、繰り返すことはしませんけれども、少し重複するようなところもありますので、御了承ください。6月議会の答弁では、町なかでも高齢化は進み、コミュニティーの場は幾つかあるのが望ましい、山間部、町なかを問わず、支援員の増員も含めて検討をする。空き家の活用も検討したい。人口減少対策交付金については、4年を想定し、4年間の補助金、その間の補助金とも合わせてタイミングとしては4年で考えていきたいということでした。中山間再興ビジョンの中では県としては半分を持つと、上限幾らかあると思うのですけれども、町としてもその半分で1ということになるんですが、そういうふうに町も出していきたいというような話はされていました。町としての活性化を図るための一つの方策として、越知町民にとって望ましい施設となることを望んでいます。そして、住民が主体となり利用しやすい場所として機能が果たせる、それが大切なことではないかなと思っております。

それでは、町なか型集落活動センターの1つ目の質問にいきます。6月議会では町なか型集落活動センターを造るに当たり、人口減少対策交付金とともに、4年間の期限内に補助金も想定して、先ほど言ったように考えていくと、4年間のタイミングで考えていくという答弁でしたけれども、現在、どのようになっているか、そして、どんなことを考えておられるのかというようなことをお聞きしたいと思っております。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）おはようございます。上岡議員に御答弁いたします。これまでも議会やまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で説明をしてきましたとおり、サテライトオフィスの誘致、移住促進のための住宅供給、空き家活用、コミュニティーの充実など、現在、温めている大きなプロジェクトがあり、その優先順位を検討しているところです。いわゆる町なかのコミュニティーとなる町なか型複合コミュニティーセンターについても、現在、併せて検討に入っているところです。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 國貞企画課長。

企画課長（國貞満君） 上岡議員に御答弁いたします。6月の定例会で最後の質問で答弁も求められなかったため、最後の答弁ができませんでしたので、改めて説明させていただきます。現在、検討中の事業は、全て実施することはできないにしても、億単位の資金が必要となる大きなプロジェクトです。平地が少ない本町にとっては、土地の購入や町内の施設の配置やバランスなど、さまざまなことを熟慮の上で実施する必要があります。建設してからやっぱり向こうがよかったなどという失敗はできません。デジタル田園都市国家構想交付金なども視野に入れ、町の財政負担が少しでも軽く済むように有利な補助金を探っているタイミングで、県の人口減少対策交付金の話も飛び込んできました。県の人口減少対策交付金は4年間の期限があり、主に若者、子育て世代への支援をすることで、人口減少を食い止めるものです。議員のおっしゃる町なか型集落活動センターは、集落や高齢者のコミュニティーに限られた単純な集落活動センターではないと理解していますので、県の人口減少対策交付金を充当する可能性もあると思います。

しかし、私が申し上げたかったのは、県の人口減少対策交付金も併せて検討する中では4年間という縛りを考慮していきますが、到底5千万円で足りるものではありませんので、ほかのもっと有利な交付金も可能性を探りながら、今、本当に越知町に必要なものを見極めることが重要であると思っていますので、いつまでにとすることは、はっきり申し上げることができません。土地や建物を購入する場合は、売買のタイミングというものがありますので、逆に4年もかからずにトントンと事業が進むこともあるかもしれません。これらを踏まえて、越知町市街地のコミュニティー活性化について検討をしている最中ですので、複合コミュニティーセンターの設置を含めて改めて町民の皆さま、議員の皆さまに御相談させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（高橋丈一君） 2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君） 今の答弁を聞きまして、複合コミュニティーセンターも中には入っているけれども、4年というタイミングはちょっと分からないということですが、どんどん遅れていくと、それを造ってもどうかなというような感じになっても困るので、なるべく検討を早くしていただいて、できることなら早い期間にとということをしていただきたいと思いますと思っております。

議長（高橋丈一君） 小休します。

休憩 午前 9時42分

[Redacted]

再 開 午前 9時51分

議 長（高 橋 丈 一 君）再開します。 [Redacted]

[Redacted]

議 長（高 橋 丈 一 君）2番、上岡議員。

2 番（上岡 千世子 君）次に、ヘルパーを含む訪問介護です。資料は高知新聞、赤旗日曜版、2つから取りました。

高知新聞の8月30日付より抜粋、参考としたものですが、高齢者の生活を支える訪問介護事業所が休止や廃止に追い込まれています。

赤旗の日曜版の調査では、事業所のない自治体が2020年全国83町村から2024年6月末時点で97町村に増えているようです。残り1事業所だけの自治体も277市町村あるそうです。政府は、4月から訪問介護士の報酬を減らして、事業の継続をさらに困難にしていることが要因です。全国介護事業者連盟の斉藤理事長は、今回の改定は地方の訪問介護への配慮や考慮はなかった。中山間地域の議論を脇に置いていると批判をしております。

高知新聞からは、県内では、須崎市と田野町の事業者が閉鎖する予定であり、関係者はマイナス改定が最後の駄目押しになったと言っていま

す。事業所からは人員配置の要件を満たせない。書類作りに頭も手も回らないなど、諦めの声があると云います。事業所ゼロのところや残り1という自治体は都市部から離れた農村地域や中山間地域、島などに多くなっているそうです。こうした地域では、訪問介護の経営が成り立たないということも調査で分かっているようです。また、高新のシリーズでヘルパーさん、訪問介護士が高齢者の自宅に一人で行き、世話をするときなどに暴力を振るわれたり、暴言を吐かれたりする、そういうふうな事例もかなり出ていて、退職する職員も多いというふうなことが書かれています。そんな中では、ますます訪問介護士の成り手が少なくなり、サービスが低下するのではないかと云うふうに心配をしています。3月議会で、本町も幾つかの事業所が廃止になったということが分かりました。県内でも多くの事業所が廃止され、困っていると新聞で報じられています。3月に、仁淀川町と合同でヘルパーの養成講座である介護職員初任者研修をすると言っていました。その内容や参加人数についてお願いします。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）上岡議員にお答えします。介護職員初任者研修は、40.5時間の講義、89.5時間の実技演習を通して介護職員として働く上で、最低限必要となる基礎的知識や技術を身につけることができる研修です。講義では、介護における尊厳の保持、老化について、認知症についてなど、介護における専門的な知識を学びます。また、実技演習では、ベッドメイキング、体技変換、食事介助、入浴介助、排せつ介助等を実際の介護現場を想定した演習を行います。講義、実技演習受講後に、修了テストに合格すれば、初任者研修修了資格を得ることができます。本年度の研修は10月より約半年間、仁淀川町の大崎診療所において行うよう計画をしております。越知町の募集人数につきましては、3名ですが、定員は両町合わせて5名程度となっております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）合同で行っている研修の内容、細かく説明していただきましたし、それから、3名の方がおいでということ、若い人がそういう介護について、訪問介護の仕事に就いてくださるといことはとてもいいことだと思っております。これから先もなかなか困難なことになってくると思いますけれども、2つ目の訪問介護の2つ目の質問です。これから先、本町の高齢者が元気に生きていくために、事業所が減少するのは望ましくない、サービス低下を防ぐためには、どのようなことが計画されているのでしょうか。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）上岡議員にお答えします。議員御指摘のとおり、事業所の減少はサービスの低下を招き、ひいては必要な介護サービスを受けることができないため、在宅生活を諦め、施設入所せざるを得なくなるといったことも考えられます。近年の介護事業所廃止の主な理由は、介護職員の人材不足によるものであります。このため、介護人材の確保を目指し、町内医療機関や介護事業所との意見交換を随時行っております。そこで、出された意見を基に昨年度から条件不利地の介護サービス維持のため、中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金を新たに創設いたしました。事業者からは、この補助金があるので、遠方に介護サービスが提供できるとの声もいただいております。また、今年度からは先ほど御質問いただきました新たな介護人材確保のために、介護職員初任者研修を開催いたします。

今後におきましても事業所等の意見を考慮し、介護サービス維持のため、新たな施策の検討を行ってまいります。以上でございます。

議長（高橋丈一君）2番、上岡議員。

2番（上岡千世子君）以上で私の一般質問を終わりたいと思います。（拍手）

議長（高橋丈一君）以上で、上岡千世子議員の一般質問を終わります。これより10時15分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、10時15分まで休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

議長（高橋丈一君）再開します。続いて、6番、市原静子議員の一般質問を許します。6番、市原静子議員。

6番（市原静子君）通告に従いまして、一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、ヤングケアラーの支援でございます。皆さん御存じだと思うんですけども、私は2回目の質問をさせていただきます。ヤングケアラーは通学や仕事の傍ら、障害や病気のある親や祖父母、年下の兄弟などの介護や世話をしている18歳未満の子どもを言います。このヤングケアラーの支援に国が動き始めましたのは、2021年3月の参議院予算委員会でございます。この予算委員会で公明党、伊藤孝江議員が一般質問をしまして動き始めました。というのも、支援強化に向けて首相の強いリーダーシップが求められるとお話をしたわけです。省庁横断のチ

ームで当事者に寄り添った支援につながるようしっかり取り組むと答えていただきました。この当時の菅義偉首相の菅さんが首相であったときのことでございます。このことは、歴代首相で初めてヤングケアラー支援を表明した瞬間だったそうです。これを受けて、厚生労働省、文部科学両省の合同のプロジェクトチームが支援に対して立ち上がったわけでございます。このプロジェクトチームは初会合から僅か2か月の5月中旬に省庁横断の支援が示されたわけでございます。この内容が6月の骨太方針にも反映され、政府の施策はこれに沿って展開したわけでございます。ちょうどこの6月に私は3年前でございますけれども、研修会をどうですかという質問をさせていただきました。3年かけて、今年の2024年6月5日、国と自治体のヤングケアラー支援を法的に位置づける改正案が成立をいたしました。東京都の医学総合研究所の資料の中ではございますけれども、普通のお手伝い程度でしたらいいのですけれども、ケアラーは自身を当事者と認識していない場合が多く、周囲の大人も深刻な状況に気づきにくい実態がありますということでございます。また、2年以上のヤングケアラーの状態だった児童、ケアに携わっていない児童との比較を調査した数字が出ております。これは14歳、抑鬱状態、これは2.49倍です。16歳では、自傷行為が2.51倍、自殺念慮2.06倍、思春期にケアラーの状態が長く続くと、精神的な不調を抱え込みやすくなることは認識しているということございました。私の通告ではございますけれども、日常的に家族の世話や介護を担うヤングケアラー、6月施行の改正子ども・若者育成支援推進法では、国や自治体が支援すべき対象として明文化されました。今年から、全市区町村での設置が努力義務となりました。本町の支援の内容をお聞きいたします。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）市原議員にお答えします。まず、本町のヤングケアラーは、現在いないということは確認はしております。次に、本町の支援ですが、対象の方が18歳未満であれば、越知町要保護児童対策地域協議会、子ども・家庭総合支援拠点の対象ケースとして、それぞれの家庭に応じた支援を関係機関と共に行うこととしております。また、18歳以上の方についても、保健福祉課福祉担当ほか課内、また、関係機関と連携し、支援を行うこととしております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）6番、市原議員。

6番（市原静子君）今、保健福祉課長がお話をいただきました。私は、これは教育委員会のほうでも携わっている問題だと思っております。教育委員会の教育長とそういったほうは内容等で携わっておりませんか。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）市原議員に御答弁申し上げます。先ほど、保健福祉課長が答弁した中の要保護児童対策委員会に私と教育委員会の職員もう1名と2名が携わっております。その要保護児童対策委員会の部分会のところには2人が入っております。全体会については、その中に教育長、それから学校長、それから学校の養護教諭、それとスクールソーシャルワーカーが入って、教育委員会のほうも保健福祉課と情報共有して対応をしております。以上です。

議長（高橋丈一君）小休します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

議長（高橋丈一君）再開します。

教育次長（大原 範朗 君）一つ訂正をさせていただきます。越知町要保護児童対策委員会と申しましたが、越知町要保護児童対策地域協議会の間違いでした。訂正させていただきます。

議長（高橋丈一君）6番、市原議員。

6番（市原 静子 君）私の質問の内容が伝わっていなかったと思うのですが、また、私も通告で本町の支援の取り組む内容、今、話されたのは保健福祉課長もそうですし、いわゆる支援の設置、そういった形をお話をいただきましたけれども、その内容、どういった形での支援をしますという答えが欲しいんですけども、それはちょっと難しいですか。

それと、今、保健福祉課長からのお話の内容で、越知町にはいませんという答えが出ましたけれども、出ましたね。私はいませんという答えは絶対に分からないと思うんです。これは、はっきりと1足す1は2という答えは出ませんのでね。もう本当に調査をしないと分からないわけですよ。調査をしても、結果が大体これぐらいの数字かなというのは出るとは思うんですけども、私は本当にヤングケアラーの場合は、もう見てすぐ分かる問題でもありませんし、どのような調査をされたのですか、一人もいないという答えが出たということの、どのような調査を

したのか、ちょっとお聞きしたいです。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）市原議員にお答えします。現状、小中学校や高等学校、そういったところからの報告、そういったものが今現在ではないということで、現在はいないということで確認はしております。以上でございます。内容ですか、すみません。調査した内容ですか。

（「調査した内容。ゼロというのはね、何でゼロなのかを、調査をした内容を聞きたいんです。学校からの報告だけ。」の声あり）

保健福祉課長（西森政利君）調査自体はいたしてはおりません。そういった学校等からの報告については、今現状はないということで、いないと確認のほうはさせていただいております。

議長（高橋丈一君）織田教育長。

教育長（織田誠君）おはようございます。市原議員にお答えします。園とか学校のほうの役割としましては、日頃の子どもたちの変化、その原因が何なのか、そここのところの見取りをやりながら、一人一人の話を聞いてとか、それぞれの様子を見ながら、その原因が何なのか、そこが例えば、ヤングケアラー的なところがあったりすれば、それは福祉のほうとつながって、先ほど次長からもありましたような会の中で報告をしたり、そして、その度合いによって福祉のほうが関係機関と連携して動くようなケースがあります。学校が最後までその家庭の支援というところまでは、なかなかそれは厳しいものがあります。そこは福祉の分野が担っている役割分担をしているところです。

学校は、その児童生徒がしっかり自分の学業なり、いろんな活動ができるようなところで、そこで不具合が起こっているのが何なのかというところで、その見取りはしっかりするようにはしております。そういうところの連携は福祉のほうともしておりますので、学校でその家庭に対して、支援というようなどころまでなかなか厳しいところがあるのは御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（高橋丈一君）6番、市原議員。

6番（市原静子君）今、言われたように教育長が学校からの支援の形に見えるもののお話ですか、そういった支援はできないというか、それは理解できます。だけれども、やはり今年の6月に、自治体のほうに改正子ども・若者育成支援推進法で国や自治体が支援すべき対象として明文化された。これは、両方が協力をし合って、そういったケアラーをなるべく早く見つけて、そして手を差し伸べるということでございますけれども、今年から、市区町村での設置が努力義務となった。それで、私は、その内容を聞きたかったんです。どのような内容でというのは、国の新

たな支援の取り組みとして、自治体ごとに役割を明確化したと、具体的には市町村が実態調査を行い、家族の世話を外部サービスに代替するなど、切れ目のない支援につないでいくことなんだということが書いてあったんですね。だから、実態調査も行っていなくて、学校側の調査を聞きまして、報告を受けて、それでゼロという形を持っていったということが、私としてはどうしても納得いかないわけです。やはり町としての実態調査をどの程度したのかなというのが、私としてはクエスチョンなんです。だから、その答えを聞きたかったんですね。答えがあれば答えでいただきたいですけども、よろしいですか。

議長（高橋丈一君）小休します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

議長（高橋丈一君）再開します。織田教育長。

教育長（織田誠君）市原議員にお答えします。これ学校としては、年に3回程度あります学校生活アンケートの中で、その子の児童・生徒が学校の中での状態、満足度とかいろんな学校生活の中で不具合的なことがあれば、そこに対して先ほど申しましたように聞き取りやそういったことを行って、その児童・生徒のそうになっている原因が何なのかというところは、当然聞き取りをしたりしてやっております。そして、この法の中でも第15条の中で日常生活の世話を過度に行っていると認められる子という、その過度の部分が非常に曖昧なところがあります。過度のところ、手前の部分で数名、家族の世話をしている児童・生徒はゼロではありません。ただ、それがヤングケアラーの支援が必要なレベルなのか、どうかというところで行くと、本人の聞き取りとかでそこまでではないという判断で、学校のほうの数字としてはゼロ人ということになっておるといことです。これは学校のことであります。以上でございます。

議長（高橋丈一君）6番、市原議員。

6番（市原静子君）法改正のその分は過度の部分というところで支援をするという内容であります。けども、過度になる前のやっぱり子どもというものを、手を差し伸べないといけないというのは私らの考えです。だからそういった過度の2年、先ほど例を挙げました2年以上続けた場

合に起こる症状ですわね。そういったことになるまでに、やはりヤングケアラーの少し成りかけかなというようなところでストップさせないと、そういった形が見つかることによって、今まではなかった制度が福祉センターで言わば代替りのもの、ヘルパーさんみたいな形の代替りのものを設置してあげるというような形を持っていってあげる。少しでも早く、早期に発見して早期に手を差し伸べるということが、私はこの支援に当たるのではないかと考えております。ただ、行政の場合は過度な部分を基本に置きますから、今の話では、だからそうなったときには手後れなんですから。手後れということではないですよ。しっかりと支援をしていくと、だけれども先ほどの数字を見たときにはほとんど2倍の数字が出ております。2.49、2.5。だからそうなる前にヤングケアラーかもしれないというところを、この小さな越知町の町で見抜いてあげたいわけです。それをしっかりとどのような内容で取り組むのかなというところの答えになる前に手を差し伸べてあげる。そういったところを答えていただきたかったわけです。過度なところになるともう本当に重度になっていきますので、今後、執行部の考え方も分かりましたけれども、私が今、訴えたことは分かっていただけ、理解をしていただけたと思いますので、どうかそういった方向へ切り替えていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目にまいりますけれども、ヤングケアラーに気づくために支援に携わる教員や地域、民生委員等の方、そういった研修会の実施の考えはでございます。これは私が3年前にやはりヤングケアラーの早期発見、そういった形を知っていただくための啓発のために質問させていただきました。それから3年の間に国が動いていただいて福祉センター、また、教育関係で実態調査をして、本当にいないのかどうか、ゼロではないのか、そういった形を見ていただきたいとか、そういう流れで今回は質問いたしました。周りが気づいて必要な対応ができるように研修会が必要となっております。私は3年前に、2021年6月です。質問させていただいたときに、やはり教育長がそれに当てはまるような答えをいただいたんです。それはちょうど今の教育長です。ヤングケアラーの支援に対して、教員も生徒指導の部門で不登校問題等を県教育委員会の中を通じた研修はあります。ヤングケアラーの支援に特化した研修はないが、これからは必要になると考えると。県教育委員会に要望し、町の福祉部門と教員一緒に研修ができる環境も考えていきたい。そのときは私もケアラーはすごく本当にもう深いものであるということはまだまだ知りませんでした。質問の中だけれども、こういった私の質問したそのときの内容に一致していたので、すごくうれしいなと思ったわけです。必要と考えるといったのは絶対、今から先もこれはあり得ると、もう絶対に守っていかなくちゃいけないとの思いで答えてくれたんだと思っています。研修会はその後、ヤングケアラーの研修会の実施はどのようにになりましたかお聞きをいたします。

議長（高橋丈一君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）市原議員に御答弁申し上げます。まず、先に1番の質問の後で市原議員から言われましたことに対して、1つ答弁をちょっとさせていただきます。昨年度、学校のほうで一件ヤングケアラーではないかという事案が起きました。そのときに学校、教員、それから学校で全体の支援会、それとスクールソーシャルワーカーが事前に対応しまして、保護者とも面談をしましてヤングケアラーになる前にもう対応はしております。そういう事例はありましたので、市原議員が言われましたとおりヤングケアラー、大ごとになる前にできるだけ早期発見をして対応は学校でもしております。

先ほどの御質問の答弁ですが、教員ですが、ヤングケアラーの教員の研修会ですが、まず県教委がヤングケアラーの理解とその支援というタイトルの校内研修用資料を作成しており、県教委と学校がパソコン上でつながっている、まなびばこにアップをしております。越知中学校ではこの資料を使って、8月5日にヤングケアラーを含めた生徒指導に係る校内研修を行っております。また、越知小学校ではこの資料を企画委員会での確認及び全職員での回覧をしており、資料は教職員だけではなく、学習支援員や特別支援教育支援員なども共有しております。あと、小中学校の教員の初任者研修の中でもヤングケアラーについては人権教育等の中で触れられており、若い教職員もヤングケアラーが生徒指導上の課題への対応の一つと研修で学んできております。このように教職員はヤングケアラーの研修等を受けて意識を高めており、学校での児童・生徒の様子の変化には気をつけて注視をして、ヤングケアラーやいじめなどを早急に発見、対応できるように今後もしていきます。以上です。

議長（高橋丈一君）（「議長すみません」の声あり）小休します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

議長（高橋丈一君）再開します。西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）市原議員にお答えします。民生委員の研修につきまして答弁させていただきます。民生委員については地域の住民の立場から生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行っております。また、児童福祉法により児童委員も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安

に関するさまざまな相談や支援も行っております。研修に関して、高知県や高知県民生委員児童委員協議会連合会主催のさまざまな研修があり、講義、研修、県からの情報提供、民生委員の活動報告、事例発表等、その中にはヤングケアラーのこともあります。越知町の民生委員にはこのような研修に参加していただき、研さんを積んでいただいております。町としましては、先ほど申し上げた研修にも参加していただいておりますが、研修の実施については今後、検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）6番、市原議員。

6番（市原静子君）ありがとうございました。本当に民生委員というのは大人の目で、そして地域できちっとした目で見させていただいております。やはりプロの目とそういったケアラーの話を聞いていない方が見る目とは全然違います。そういった形で地域にも子どもさんがおられるので、まず近い人たちは目を向けて、見てあげることが大事になってきますので、それで民生委員という名前も挙げたわけです。そういった形でヤングケアラーについて研修会を行って、講演者が来て、大々的なことは実施していないけれども、先ほどもパソコンの中で共有して、そういったZoomやいろんな形を取って、話し合いをしていただいているということをお聞きいたしました。将来に向けての実施は期待しておりますが、今のところそういった形でできる範囲の中でヤングケアラーに向けての目を向けてしていただいているということは、実感として分かりましたので、これからも私もしっかりと見てまいりますので、何とぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

次にまいります。2番目になります。こども誰でも通園制度の試行事業についてでございます。1点目は2025年度に制度化され、26年度、全国展開に向けた試行事業が各地で相次ぎ始まっている。私、こんなに早く始まっているとは思っていなかったんですけども、今年度中に約150の自治体で試行される予定であるということが新聞に載っておりました。4月26日現在です。本町の今後の予定と内容はでございますが、まずそこからお聞きをいたします。

議長（高橋丈一君）田村こども園長。

こども園長（田村香君）市原議員に御答弁申し上げます。まず、子ども誰でも通園制度とは保護者の就労にかかわらず、6か月から満3歳までのお子さんがこども園や保育園などの施設に月一定時間までの枠組みの中、時間帯等で柔軟に通園が可能となる仕組みです。現在、試行段階での通園時間の上限は月10時間までとなっています。国が令和8年度の実施に向けて現在、試行段階としてモデル事業を行っている自治体もあり、こども家庭庁において必要な論点についての検討会を立ち上げていますが、まだ不透明な部分も多いため、本町としましては令和6年度、7年

度を準備期間とし、その間に必要な規則の制定等を行い、令和8年度からの実施予定からとしています。内容としましては現在試行事業からの検討会で決定した内容を踏まえ、反映しながら詳細について、今後研究していきたいと思っております。以上です。

議長（高橋丈一君）6番、市原議員。

6番（市原静子君）ありがとうございました。新しい事業のためにどういった内容なのかをお聞きしました。私と考えが同じでありました。というのは2026年度から全国展開になると。だけれども、やはり新しいこれだけの期間を設けて始まるということは、かなりさまざまな問題があるのではなかろうかというのがありました。その間の試行をしながら150組ですかね、今年の、150組の事業を立ち上げてどのようなマイナス、プラスが出てくるのかということを検討しながらしていくんだらうなというのは、大体おおよそは分かったとしても、今、聞きましたところ月に10時間しか取れないわけです。その中でしていくわけですけれども、やはり8年度の段階でしていくつもりの6年度、2024年、25年、26年が準備期間として8年度にはしているという考え。私はすごくこういった期間をじっくりと見ていくのも大事だと思います。というのは保育士の先生とかそういった方たちのマイナスなところがたくさん出てくる。人数が少ないですよ、今は。だから園児のいろんな形で病後保育にしてもそう、もういろんな形の分を取り入れたくても、それだけの先生の人数が足りないということが多いんですけれども、そういったことも考えるとやはり人が多く手にかかるわけです。それも6か月から3歳までといえばやはり目を光らせて見ていないと駄目な年齢です。だからいろんな部分が出てくるとは思いますけれども、こういった計画の中で立ち上げていくということをお聞きしましたので安心しております。反映して頑張ってもらいたいと思っております。

それでは、2点目なんですけれども、誰でも通園制度のメリット、デメリットもあると思うんですけれども、その中のメリット、そういったところのお話をお聞きしたいです。

議長（高橋丈一君）田村こども園長。

こども園長（田村香君）市原議員に御答弁申し上げます。こども誰でも通園制度の事業目的としまして、未就園児を育てる保護者の孤立を防いだり、ほかの園児らとの触れ合いを通じて、子どもの成長を促したりする狙いがあります。当該施設は預かるだけではなく、よりよい生育環境を提供するという面で子どもたちの発達が促されたり、保護者が保育士に育児の相談ができたりする等のメリットが考えられます。一方、今後こども園が検討していかなければならないこととして受け入れのための保育士の確保や、現在のところ月の通園上限が10時間ということで十分に慣

れる時間のない中、人や場所などの環境が変わることによる子どもたちへの不安や負担をどう軽減できるか等が挙げられます。以上です。

議長（高橋丈一君）6番、市原議員。

6番（市原静子君）ありがとうございます。メリットというのは、育てるお母さん方がかなりのメリットがあるんじゃないかなということですね。初めての子どもさんを育てる中でいろんな情報が得られるということは、すごくいいことだと思っております。子ども自体にも社会性を育てるといふか、家ではお母さんと2人だけの生活の中、パパもいるでしょうけれども、それで保育所に行くことによってたくさん周りにいるわけですので、子ども自身もびっくりしながらでも、していいことと悪いこととかというのは目で覚えていくんだと思うんです。だから親御さんも子どもも同じような、すばらしいメリットがあるなということは分かりましたので、やはり心配は受け入れ体制をしていくだけの先生、保育園の先生が必要。これはもう本当に大事なことです。今から準備期間が1年、2年ありますので、ぜひ確保してスタートができるように頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3点目にまいります。熱中症対策でございます。この熱中症対策でございますけれども、本当に暑いです。もう今年はテレビのニュースなんかは本当に毎日のようにしておりましたけれども、昨年、昨々年が、2年前、3年前の温度計の分、年間のそういったものを見せては、今年がいかにか暑いのかということを見せさせていただいておりました。やはり中で、私たちは暑い真昼にはなるだけなら外に出たら危ないとのことで、もう年齢も年齢ですので。だけれども、やはり出たときに外のお仕事の方等を見ますと、もう本当に自分も皮膚が痛いくらいです。もともと黒いですがけれども、日焼けをしていますけれども、もう本当に暑さは異常です。気象予報の気象予報士さんも異常ですということを行いました。もう異常ということは本当に分かると思いますけれども、その中で熱中症の後遺症で苦しむ人、これは多いわけですね。高校生のときに熱中症で運ばれて、一生運転免許も取れない、もう本当に大変な中を頑張っておられるという、その方の生活をテレビでも見せていただきました。熱中症は暑いからちょっと目まいがして、気分が悪くなっただけでは済まないことがあるということも、知っていただきたいと思うわけですね。

それと、もう1点、これはニュースで見たんですけども、見られた方がいると思いますけれども、先日のニュースです。小学生が野球の全国大会で試合をするわけですけども、31.5度になるともう測っておって、ささささ行って中止になるわけですね。途中で。だから1試合の中で2回戦まで行って、2回戦まで点数を取ったほうが勝ちになるわけですね。そういった状況で、え、と思って私も見よったんです。テレビ

の前で。そうしたらどういった途中でも、温度が31度から上になったらすぐストップなんです。こんなことあると思って、その試合をしないまま今度は監督さん同士がじゃんけんするんです。じゃんけんして負けたほうと勝ったほうが当然おります。負けた監督は下を向いて子どもの前に行くわけです。しょぼんとして。子どもの顔が大きく映るんですけども、大粒の涙です。皆さんが泣くわけです。試合も何もしていないのに負けたと。何てかわいそうな、もうかけてあげられる言葉がないというか、本当に監督さんもじゃんけんして負けたためにつらい思いをする。でも、私、思ったんです、そのときに。監督さんでよかったと。キャプテン同士がじゃんけんしたら、もうこれ傷つくと思うんです。一生。何で僕が負けたために、僕が試合で何位にならなかったと。そういったもう本当に厳しい状況です。それを見せていただいて、もう本当に慰めの言葉も出ないし、そういうふうな感じでかわいそうになどというよりは、その子どもたちの顔が今でも目に浮かびますけれども、大粒の涙で泣いて言っていました。それぐらい高校野球もちょっと時間がありましたけれども、やっぱりそれだけ厳しいんです。小学生は高校生と体力も違うし、体も違うので、やはり31.5、31度だったかな、それから以上は絶対に試合はしてはいけないということの規則になっていたみたいです。

そういうのを鑑みましても、やはり熱中症になってからでは遅いので、対策はしていると思うんです。この町のことから。それで私は熱中症の後遺症になったら大変だと思って、野外での業務を行う職員の皆さん、熱中症対策としての空調ベストを導入するのか、あるいは補助をしていただけるのかというところを、買って使っている人もいるよということもニュースで聞きます。ニュースというか情報で知りました。だからそういったことも直接自分の肌で汗を吸い取りますので、やはり自分のものとして使わないといけないし、買った人には補助をしてあげる。もう導入してあげたいという気持ちは分かりますけれども、財政のこともあります、そこの辺をぜひ考えていただきたいのです。その部署というのはもう必ず毎日出て外で仕事をするという部署、建設課、作業員の方ですかね、そういった人は特に毎日です。それで水道課、産業課です。そういった部署もあると思います。だから中での仕事の方は、その苦しみは分からないと思います。本当に暑いのは。もうだからそこの辺を理解していただいて、私はこういうことをして、ええかっこをしようと思っておりません。本当にあの熱中症の後遺症を見たときには、何とかひどくならないための対処を今からしていかなければ困るなと思って、この分を一般質問いたしました。町長、お願いします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）市原議員にお答えいたします。現在、夏場でも野外で長時間の作業を行うことの多い建設課の職員には、公費で空調服を1着

支給しております。他の部署においては、炎天下での野外作業は多くないとは考えておりますけれども、先ほど言われたように本当に今年の夏は暑くて、熱中症になる危険がありますので、そういったケースが考えられる場合は、空調服なども含めた対策を講じてまいりたいと思います。やっぱりそれぞれ今は男性でも、私も持っていますけれども、出張で東京とかへ行くと炎天下で歩きますので、日傘を自前で買うたりとかそういうことはやっているの、やっぱり日常的にもそういった対策をしていくことは私も必要だと思っておりますので、今後、検討してまいりたいと思います。

議長（高橋丈一君）6番、市原議員。

6番（市原静子君）建設課で1着ですか。1人しか出られないけれども。（「1人に」の声あり）1人に1着。私は1人1着、職員さんに。作業班の方、じゃ、行き届いているということですね。すみません、お願いします。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）作業班につきましても、購入するように予定しております。

議長（高橋丈一君）6番、市原議員。

6番（市原静子君）人によれば要らんお世話ですと考える人も分かりませんが、やはりこの辺はきちっと対応をさせていただいて、もうそういう熱射病の後遺症にならないようにしていくのも私たち、また、執行部の人たちの両方の考えでないといけないと思いますので、質問させていただきました。これで安心しましたので、どうもありがとうございました。失礼いたしました。（拍手）

議長（高橋丈一君）以上で、市原静子議員の一般質問を終わります。

これより11時15分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

議長（高橋丈一君）再開します。続いて、9番、岡林学議員の一般質問を許します。9番、岡林学議員。

9番（岡林学君）議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。まず初めに、消防団員の体制ということで通告をいたしております。町民の命、そして、越知町を守るため消防団は大変重要であります。各地区の消防団員の団員数が高齢や個人の事情で退団する人が毎年増えており、定数を大きく下回っている地区もあります。入団する人が地区内にいなくて、団の活動が十分にできなくなるのではないかと心配しておりますが、現在の各分団の定員数は何人か、また、現在の団員は何人かをお聞きいたします。

議長（高橋丈一君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡宏文君）岡林議員に御答弁申し上げます。まず、令和6年4月1日現在の越知町消防団の現状について御説明しますと、定員188名に対して実員165名であり、充足率は88%、欠員は23名という状態です。続いて、内訳につきまして御説明します。

内訳につきましては団本部、定員3名に対しまして実員3名、越知分団、定員55名に対しまして実員49名。次に大桐分団、定員20名に対しまして実員12名。次に野老山分団、定員25名に対しまして実員22名。次に横畠分団、定員45名に対しまして実員43名。明治分団、定員40名に対しまして実員36名となっております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）9番、岡林議員。

9番（岡林学君）今の定員数、188人に対して165人ということでございますけれども、なかなかこの定員数、それから88%の実人数がいるということですが、中身は厳しいんです。これだけ実際の団員数がいても、なかなか訓練、それから、いざというときに出動できないという人がおまして、中身については実人数よりも非常に少ないのが現状であります。ですからそれがこれから先々非常に問題になるんじゃないかと思えます。今、実人数を聞きましたので、初めて私も聞いて88%で推移しているかということには、まだまだこれの中に問題があるということもありますので、ぜひ地区の各分団の内情についても、もう少し精査をしていただくようなことも考えていただきたいと思います、これはお願いします。またこのことについては次回、機会があれば質問をいたしますのでよろしくお願いいたします。

2つ目に、今の現状を聞きまして、そして、先日もありました南海トラフ大地震ということは予想されて、大変今は厳しい状況になってきておるといような状態になってきております。そういう中で大地震も予想されるとして、内容も厳しくなっているという状況において、団員数を充実させていかなければならないと思えます。なかなか地区においても団員数の確保というのは、ますます高齢化もなっておりますので

難しい状態になってきております。そのために今後、町としてはどのような体制で分団組織の維持を図っていくのか、考えがありましたら質問をいたします。

議長（高橋丈一君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡宏文君）岡林議員に御答弁申し上げます。消防団員の減少は本町だけでなく全国的にも問題となっており、学生団員や機能別団員、職場団員制度の利用、広報の充実や処遇改善など、あの手この手で団員確保に努めているところでございます。本町においても近年では退団者が入団者を上回り、消防団員の数は減少傾向にあります。地域によっては、入団してくれる若者がいないという現状も把握しております。このことは岡林議員が心配されますように、町、消防団幹部ともに憂慮している問題でございます。

さて、今後の体制はということですが、議員も御存じのとおり越知町消防団は団本部、越知、大桐、野老山、横畠、明治の5分団から構成されております。火災や捜索などの案件では、それぞれの分団が受け持つ地域がありますので、この地域設定に基づいて出動しております。ただし越知分団と横畠の今成班については、原則町内全域出動としております。これは団員数が少ない分団活動をカバーするという意味合いが強く、人的な増員だけではなく消防技術や知識などの面からも支援しています。このようなことから、引き続き各種研修や訓練などを通じて各分団間はもちろん、高吾北消防署とも連携を強化しつつ、可能な限り現行の体制を維持したいと考えます。

なお、今後の消防団組織の編成や統合につきましては、いろいろと考えるところではありますが、消防団幹部の意向にも配慮しまして、この場での発言は控えさせていただきます。このことを御理解願います。以上でございます。

議長（高橋丈一君）9番、岡林議員。

9番（岡林学君）現状の厳しさは分かっておるということで、これからも対処するということですがけれども、町長、どうですか、今の越知町の消防団関係の状況、それから今後の体制について何かお考えがありませんでしょうか。質問します。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）岡林議員に御答弁申し上げます。団員の減少につきましては、それぞれの分団あるいは本部の幹部も大変憂慮しておることでございます。退団する方がおられる一方では新しく入っていただける方を、それぞれが努力して入っていただくという努力もしていただいております。ただ、やっぱりこれだけ人口が減ってくる中で、やはりパイが減ってくる、そして、消防団活動への理解をしていただくという努力は

さらにしていかなければならないと考えております。今後におきましても、やはり年齢構成がそれぞれの団によって違うわけですが、引き続きそれぞれの分団での努力もお願いしたいと思いますし、一方で、町としましてもやはり消防団の在り方、必要性、そういったことが今後の、議員もおっしゃられましたけれども、南海トラフ地震が起こるといえるときに、これはまず第一線という部分では、消防団の役割が非常に大きいということもありますので、それと、あわせて、自主防災組織、これも非常に大事だと思っておりますので、そういったことで危機感をやはり共有して、災害時にはこうするという機運をこれからますます高めていかなければならないと考えておりますので、その中の一つとして消防団員の確保ということにつきましては、先ほど課長が申しあげましたように、さまざまな角度から努力をしていきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いたします。

議長（高橋丈一君）9番、岡林議員。

9番（岡林学君）それでは、この件で最後にもう一件、課長にお聞きしますが、消防団員になるために資格といいますか、簡単に言えば越知町の住民でなければならないとか、他町に住所があっても構わないとか、他町において越知町に勤務をしておられる方とか、それから知り合いの方で本町以外のところにおられる方でも、またそのまま分団に入っても、一緒にやっても構わんというような方もおいでるんじゃないかと思うんですが、そういう資格といいますか、団員になるための条件というか、そういうところは何かございますか。

議長（高橋丈一君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡宏文君）岡林議員に御答弁いたします。条件ということですが、まず、第一に年齢が満18歳以上、それに今現在の条件としまして住所が越知町にあること、もう一つは越知町で働いている、いわゆる職場の団員さんの的なものになります。以上でございます。

議長（高橋丈一君）9番、岡林議員。

9番（岡林学君）分かりました。そうしたら越知町で勤務をしている方で、住所が越知町にない方でも構わないということですね。18歳以上と。（「はい」の声あり）はい、分かりました。ぜひそういうような方も周りに目を向けていただいて、各分団の方々、行政のほうも充実した体制、団員づくりにこれからも取り組んでもらいたいということをお願いいたします。

2番に移ります。永年団員として活動された方への功労についてということで通告をいたしております。これは長年、消防団員を勤められて訓練を行い、火災や災害時に出勤し、15年、20年、30年の節目の方には功労がございましたが、40年という長きの方、40年を超えた団

員の方には今はないというふう聞いておりますが、40年以上、長きに活動された方にも功勞すべきじゃないかと思いますが、考えはありませんでしょうか。

議長（高橋丈一君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡宏文君）岡林議員に御答弁申し上げます。結論から申し上げますと本年度、40年と50年の節目の勤続表彰を創設するように準備していたところでありまして、今議会に補正予算として関連する報償費を上程しております。この予算の議決がいただければ消防団規則の表彰規程に係る部分の一部改正を行い、来年3月の演習時には対象となる消防団員の皆さまに、表彰状と金一封を授与することができます。議員がおっしゃられたとおり、現時点では消防団員に対する勤続表彰は10年、20年に加えて30年が上限となっています。

なお、このことにつきましては過去から検討してまいりました。今回、表彰範囲の拡大に踏み切った理由には、消防団員の処遇改善の一環として節目の40年、50年勤続表彰を創設し、長きにわたり消防団員活動に御尽力されている消防団員の皆さまの御労苦に報いるとともに、本件に対する消防団からの要望に応えることができるようにとの思いがあります。あわせて、過疎、高齢化により新入団員の確保が困難な状況下、団歴が30年を超えても在籍せざるを得ない社会的背景を考慮することといたしました。以上でございます。

議長（高橋丈一君）9番、岡林議員。

9番（岡林学君）ちょっと遅かったような気もいたしますけれども、こういう長年の功勞の方にもそういうふうな立場を踏まえた、お礼のことも含めた功勞をする段取りをしておるということですので、ちょっと遅かったですが、考えておるということをお聞きしましたので、よかったんじゃないかと思います。やっぱり40年、50年も団員としてされておるという方は少ないんですけども、本当に責任感のある方が、長きにわたり勤めてくれておる方がおるということは、もう本当にすばらしいことだと思います。このことに関して今度9月の補正でということですが、町長、そのことについて一言、町長のお考えをお聞きしておきます。

議長（高橋丈一君）小田町長。

町長（小田保行君）岡林議員に御答弁申し上げます。危機管理課長が申し上げたとおりでございますけれども、これまで長年勤められた方に対しての表彰規程ということは、私にも団幹部の方から今年に入ってもお聞きしておりました。最後に課長が申し上げましたように、やはり若い者がおればもうそろそろ勇退したいという方がおっしゃられる反面、なかなか確保ができないということで続けておられる、かなりベテランの方

も団によってはいらっしゃいます。そういったことも含めて、それに報いることができるかどうかは別としまして、やっぱりこれも町としての感謝の気持ちの出し方であるなというふうに私も考えまして、今回、補正予算に上げさせていただいておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（高橋丈一君）9番、岡林議員。

9番（岡林学君）本当に消防団というのは越知のまちの住民の命、越知のまちを守るにつきまして、非常に重要なことでございますので、町のほうもそういうことを踏まえて、体制のほうもこれからも十分な体制にできるように考えていただきたいというふうに思います。以上で私の一般質問を終わります。（拍手）

議長（高橋丈一君）以上で、岡林学議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより午後1時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、午後1時まで休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午後 1時00分

議長（高橋丈一君）再開します。小田壮一議員より本日昼から欠席するとの連絡が入っております。暫時休憩します。1時10分にお集まりください。議会運営委員は第1委員会室にお集まりください。

休 憩 午後 1時00分

再 開 午後 1時10分

議長（高橋丈一君）再開します。議会運営委員長から報告を願います。9番、岡林学議員。

議会運営委員長（岡林 学 君）議会運営委員会の結果を報告いたします。小田壮一議員が不慮の事故により本日昼から欠席になりました。本日午後に予定しておりました小田壮一議員の一般質問を明日に変更し、本日は箭野議員の一般質問のみとし、明日は武智議員の一般質問の後に小田壮一議員の一般質問を行うことにいたします。以上です。

議 長（高 橋 丈 一 君）続きまして、3番、箭野久美議員の一般質問を許します。3番、箭野久美議員。

3 番（箭 野 久 美 君）議長にお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。まず第1のほうです。予防接種健康被害救済制度、この法律を私、実は最近知りました。昭和23年に施行されているようですが、あまりよく知らなかったと。最近の話題では、コロナワクチン接種後に亡くなった方には4,300万なりが支払われるということが大きなニュースにはなっておりましたが、コロナワクチン以外で普通に予防接種の後に後遺症が残った方のための補償の制度があるというものです。まず、最初にお聞きします。本町において過去にこの制度を利用した人はいますか。

議 長（高 橋 丈 一 君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）箭野議員にお答えします。これまでの定期予防接種、また、昨年度までの新型コロナワクチンの特例臨時接種について、越知町ではこの制度を申請した方はおりません。以上でございます。

議 長（高 橋 丈 一 君）3番、箭野議員。

3 番（箭 野 久 美 君）ちょっと聞き方が悪くて、コロナ以外を聞いたかったんですけども、コロナはコロナでちょっと聞いたかったんですが、近年の話題でいえば、子宮頸がんのワクチンで女の子がもう寝たきりになったとかというのが全国ニュースにも流れました。それは越知町でもなかったということは認識しておりますので、ほかの予防接種で何かあったかなということをお聞きしました。そして、コロナですけれども、副反応でさまざまな後遺症が残っている方が確かにいますよね。それも先ほどもう課長が言ってくれたので、コロナで申請した方もいないということで、それはそれでよしということなんですけれども、これを町のホームページで見た場合に、この制度についてはもう掲載されていなかったようなんですけれども、例えば今回、新型コロナのワクチンでいろんな副反応が出ているような時期には、町民に分かりやすいようにホームページとかに載せてほしいし、広報もやっぱりしてほしいと実は思っております。

（2）の質問にいきます。本町ホームページには掲載されていないようだが、国の制度の中でも我々国民に直結するものを分かりやすく掲載

してほしいと。本人が必要とあったら調べられる方は調べられますが、そうでない方は、言えばその制度を知らなくて不利益を被るという可能性もあるわけで、やっぱりそのときの時期とか、そういう今話題になっているものとかのときには、やはり載せてほしいと。これは先ほどこれ予防接種ですので保健福祉課長には今、答弁を求めますけれども、実はそれ以外でもいろんな分野においてやっぱり町民に直結する、すぐに知りたいものなどがある、そういう、ありますよね、その時期というものが。そういうものは例えばホームページを開ける方にとっては、やっぱりホームページを開いたら、ああ、あの制度がある、こんな補助金がある。すぐ分かるということはとても望ましいと思います。分かりやすく掲載してほしいと考えますけれども、そのお考えを聞きたいです。

議長（高橋丈一君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君） 箭野議員にお答えします。議員御指摘のとおり、これまでホームページにはこの制度について掲載はしておりませんでした。

早速ですが、現在ホームページにありますお子様の予防接種、また、高齢者肺炎球菌ワクチン接種のページに制度について掲載し、詳しい内容につきましては厚生労働省へのリンクを張りつけております。今後、インフルエンザや新たに定期予防接種となった新型コロナワクチンの掲載時には、同じように掲載し、また、リンクのほうも張りつけてやっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）3番、箭野議員。

3番（箭野久美君）早速掲載してくださるということでありがとうございます。実は私もこれちょっとテレビをたまたま流していたときに、この制度で後遺症に係る機械の費用とかが出たというのをたまたま聞きまして、それまで私よく知らなかったなど、自分も。議員も勉強しなければなりませんけれども、やっぱり町のホームページを見て、ささっと分かる、厚生労働省を開いてもいろんなものがだらだら書かれていて、一体どこへ行ったらいいのか分からないみたいなことがよくあるので、やっぱり町には誰が見ても、ああ、ここへ言えばいいんだなというのが分かるのととてもいいと思うので、よろしく今後もお願いいたしたいと思います。また、ほかの課にも同じようなことですが、町民が、こんな知りたいなと思っている情報、そのときの情報を載せてほしいと、いつも更新して行ってほしいと思います。

それを考えていたときに、こんなのがあったらいいなと思ったのが、2番の町民手帳です。これは今、例えばですが、県立高校生とか私立中学高等学校生、それぞれの学校が実は生徒用のノートとか手帳を各学校が作っています。それは生徒用なので学生用の内容なんですけど、週間の予定表が書けるとか、いろんな学校のことを載せているとか、テストがいつあるだとか、学校行事がいつあるだとかというのをいろいろ載せて、

あとは勉強のことが書けるように独自のものをよく作っているのを見ます。その、言えば町民版ということなんですけれども、どんなものを載せてほしいかという、例えば越知町の地図があったら路線バスがどこを走っていて、幾らで何時とかいうふうな情報であるとか、例えばこんな困り事のときには何課へ行ったらいいですよ。そのときのために各課の連絡先であるとか、越知町の主要な事業所ありますよね。社会福祉協議会とか観光協会とか、そういうところの連絡先が載っているとか、例えばさっき地図と言いましたけれども、ここにありますよみたいな、簡単なものもあったらいいですし、例えば飲食店の連絡先が載っていたりとか、越知町に関する情報をぱらぱらと見たら分かるようなものがついている、そういう手帳があったら便利だし、私も欲しいなと実は思います。越知町民が持っていて、これ越知町民だから例えば買えるんですよみたいな、そういう何だろう、町民が持っていてためになる、大きなノートじゃなくて、やっぱり毎日のスケジュールがちょっと書けるようなもの、そういうものを作ってほしいと。例えば小中学生には1回は無料で配って、こんな越知町のことが分かる手帳があるんだよ、年間スケジュールが書けるんだよ、越知町のイベントにはこんながあるんだよみたいな、月を開けば今月はこんなイベントがありますみたいなのが書かれていると、とても便利だということを思います。作るにはお金もかかりますけれども、売って買ってもらえればいいので、買ってもらえるような手帳、例えば表紙はよコジローにするとか、横倉山にするとか、いろんなパターンを作っていたいただいても楽しいかと思うんですけれども、そういうものを企画していただけないでしょうか。

議長（高橋丈一君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君） 箭野議員に御答弁いたします。町民手帳というものは、役場は今まで一度も発行したことがありません。過去に一度、町の課ごとの事業説明や各種制度の説明、受付窓口などを記載した冊子を作成したことがあります。それは電話帳のような仕組みで、スポンサーの広告収入を財源として民間企業主導で作成したものでした。現時点で町民手帳の使用とか発行数、作成費用等、まだ全く見積もることができませんので、少しお時間をいただきまして、できるものかできないものかの段階から検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

議長（高橋丈一君）3番、箭野議員。

3番（箭野久美君）ぜひ検討していただいて、財源、最初は要ると思いますけれども、町民が買ってくれて、とんとんになるぐらいのものがあったらいいかなと。そして、1回で終わらず、1年で終わらず、それが5年10年と町民が欲しがるといような手帳をぜひ検討してください。

では、次です。教育行政にまいります。令和3年9月定例会において、魅力ある越知の教育を推進するために義務教育学校を視野に入れ、小中一貫教育について教育長主導で研究する考えはないかという問いに対し、考えはあるという答弁をいただきました。3年が経過しました。その間に教育長もいろいろ研究を重ねていると思いますので、その経過をまずお聞きしたいです。

議長（高橋丈一君）織田教育長。

教育長（織田誠君） 箭野議員にお答えします。小中一貫教育の研究につきましては、令和3年9月の定例会で考えはあると答弁し、まずは直近の課題であります幼稚園と保育園の再編にめどを立ててからと考えておりますと答弁しております。幼稚園と保育園の再編につきましては、今年4月から認定こども園おちの子としてスタートできましたので、小中一貫教育の研究をこの9月から具体的に動くように準備をしております。8月26日の令和6年度第1回越知町総合教育会議において、学校施設整備等を併せた小中一貫教育の研究検討についてと題して、以下のことを町長と協議しております。それは、小中一貫教育を見据えた越知の教育の方向性と、その実現のための学校施設の整備について研究検討を始めたい。そして、学校施設を含む教育施設は老朽化が進んでいる現状があります。また、認定こども園おちの子、旧保育園の園舎も老朽化が進んでおり、園と小中学校との連携強化を進めるために、園施設の整備についても併せて研究検討を始めたいということの協議をしております。このことにつきましては、第3期越知町教育振興基本計画【越知町教育大綱】令和6年度から10年度において、基本目標（1）の安心で信頼される幼児教育・保育の充実の施策の柱として、園施設整備の研究検討、また、基本目標（2）の、自律して学び続けられる知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む学校教育の充実の施策の柱として、学校施設整備と併せた小中一貫教育の研究検討を明記しております。

今後の大まかなスケジュール案として、まず将来どんな教育をしていきたいか、そして、その実現のために必要な学校等の施設はどんなものか、そして、財政事情を踏まえて、実現可能な学校等施設整備の範囲の選択をしていかなければならないと考えております。これから町教育委員会事務局の体制の検討、そして、小中一貫教育及び学校等施設の研究や先行事例の視察、そして、県教育委員会事務局の関係各課との協議、そして、町財政部局との協議、そして、学校の教育の方向性、そして施設のこと、そういったことの各検討委員会の設置、そして、学校関係者や保護者、地域住民の皆さまの意見も交えたワークショップなどを進めていきたいと考えております。かなり大きな事業になります。そして、かなり時間がかかると思います。そこは御理解をお願いします。これから本当に具体的に進めていくように考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）3番、箭野議員。

3番（箭野久美君）この9月から本格的に研究が始まるということをお聞きしました。義務教育学校、その制定というのが2016年からですので、今8年たってきて日本全国にいろんな義務教育学校ができておりますし、高知県にも幾つかできております。視察も当然なされると思えますけれども、本当に越知でいう独特性というか特異性とか、そういうことも研究していかなければならないでしょうし、先ほど施設整備ということに関しては財政もすごいお金かかります。越知の、生まれてから今、越知は中学校までしかありませんけれども、零歳から15歳までの越知の教育ということを考えたときに、やっぱりじっくり考えていかなければならないところも当然ありますけれども、やはりちょっとスピードアップもしていかないと子どもがどんどん減っているという現状もあります。例えば3年後にはこうしたいという何かある程度のめどをつくって、それまでにやって、越知の人口がもっと減らないところで、ああ、やっぱり越知の学校に行かせたいと思えるようなものをぜひ頑張って造ってほしいと思いますので、研究を重ねてください。よろしく願いいたします。また何年か後にというか、まあ1年後ぐらいにどこまでいったかということをもた聞きたいと思えます。私もいろんな子どもたちと接する機会もありますので、子どもの意見も聞きたいですし、義務教育学校がメリットばかりでないことも分かっております。ただ、越知は本当に教育ゾーンが全部近くにあるので、いろんな意味でやりやすいという土地柄もあると思えます。本当にちょっとずつ歩みを進めていってほしいと願っております。これに関しては一応これに関してはこういう感じでいいと思うんです。始まったばかりということなので、これ以上追及してもしょうがないという感じですので。

次に、以前も佐川高校にeスポーツクラブを設置してはということを書いて、実は近隣町村において教育長がアンケートを取ってくれたという実績がありました。ただ、eスポーツに関しては、せめて高知市とか須崎市、要するにJRで通ってこられる辺りの地域の人のアンケートは取ってほしいし、もしこれが実現可能であれば、実は留学生がやってきて寮が要するような事態になる可能性もなきにしもあらずですが、eスポーツというのがこれも3年ぐらい前に私が質問したときには、まだ本当に高知県では1校、高校が1校だけクラブみたいな感じでできていましたが、ちょっと最近調べてみるとeスポーツ協会みたいなものが高知県にもできていて、その協会が高知市教委にノートパソコンをプレゼントしたとかいう、これはネットの記事ですけれども、そんなのが載っていて、いつの間にそんな協会ができたのかなとか、あと、通信制の高校、S、N、Rとかというところが高知にも進出してきて、そこでやっぱりeスポーツをやるというような予定があるみたいな記事も出ています。そして、eスポーツというのがどんどん盛んになってきていて、実は高校生だけでなく大人、ある企業は高齢者を雇ってチーム

をつくって、世界大会に行けるような組織をつくっていたりとか、いろいろとeスポーツが盛んになってきている現状があります。また、来年には何かオリンピックも開催されると、このeスポーツの。かなりの賞金も出て、これで生計を立てることができるというふうなものになっていっております。やっぱりここは乗り遅れるというよりは、佐川高校に拠点を置いて高校生だけではなく、全日制だけではなく、定時制の生徒もそれできますし、あとは高齢者の何ていいますか脳を活発化するじゃないですけども、いろんなスポーツ指を動かすことで認知症を遅らせるとかという実績もあります。佐川高校が拠点になるためにも、運営委員に入っている教育長にはこれを発信してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（高橋丈一君）織田教育長。

教育長（織田誠君）箭野議員にお答えします。前回eスポーツについて答弁、私の記憶では令和4年12月議会だったと思います。そのときには中学校のほうにeスポーツの導入をとというような案件での質問でございましたので、そのときには中学校の部活の事情を答弁させていただいて、そこはなかなか厳しいものがあるということで答弁させていただきました。今回は佐川高校のクラブ活動、佐川高校は高知県立の高等学校でありますし、私の越知町教育長の立場ではこれをどうこうというのは、ちょっと答弁は控えさせていただきます。

なお、佐川高校の学校運営協議会の委員でありますので、そうした魅力化的なところでそういうものについての意見があったということは伝えておきます。そして、今後、佐川高校にそうした動きも出てきたりして、その時点で佐川高校の学校運営協議会の委員でもあり、相談等があればそれは一緒に検討をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（高橋丈一君）3番、箭野議員。

3番（箭野久美君）すみません、私の認識では、佐高にeスポーツがあつたら行きたいかというふうなアンケートを中学生に取ってほしいというに私は言ったつもりだったんですけども、中学校にeスポーツクラブではなくて。そんな感じでちょっと言ったと思うんですけども、中学生にアンケートを取ってくれて、そんなに数がいなかったという返事も確かに受けています。それは、はい、了承済みです。やっぱり佐川高校の生徒が減っているという現状がありますし、この近辺で高校がなくなるということは、人口減少がますます加速する可能性があるんで、やっぱり佐川高校を守っていきたいという認識、ほかの議員さんにもあると思いますし、越知町民もみんな思っていると思います。ただ、魅力ある高校でない限り生徒は選んでくれません。なぜ佐川高校に行かないかといったら、やっぱり生徒が行きたい高校がほかにあるからというこ

と以外はもう何物もないわけです。高知市内に出て行きたい、例えば工業高校に行きたい、いろんな選択肢の中で佐高に行きたいよと思えるようなものをこれからつくっていかないと、やっぱり人口減少の中で生徒数がどんどん減っていて、消滅する可能性は大だと思います。でも本当に越知町に高校があるわけではありませんけれども、佐川高校というものをやっぱり守っていく、伝統ある長い歴史を持った高校ですので、この火が消えることはできるだけ阻止していくために、ちょっとみんなで考えていかなければならないと思いますので、そういうことは町長をはじめいろんな関係機関の方が頭を寄せ合って考えていると思いますけれども、私たちも何かいい考えがあって、もしそれが特効薬にでもなるならという感じで、また意見を述べさせていただきたいと思います。今回の私の一般質問は以上です。ありがとうございました。（拍手）

議長（高橋丈一君）以上で、箭野久美議員の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。明日11日は、午前9時に開会します。それでは散会します。

散 会 午後 1時35分